

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長井市は、母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健関係事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

山形県長井市長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、妊産婦・乳幼児とその親子を対象に健康診査を実施し、安心して妊娠・出産、健やかな子育てができるように支援する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①妊娠の届出 ②母子健康手帳の交付 ③健康診査の実施又は勧奨 ④保健指導の実施 ⑤妊産婦及び乳児の訪問指導 ⑥未熟児訪問指導 ⑦出産・子育て応援事業 ⑧産後ケア事業
③システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム(中間サーバコネクタ) 3 中間サーバ 4 サービス検索・電子申請機能 5 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表の70の項 2 番号法別表の主務省令で定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号 2 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表95の項、第97条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康スポーツ課
②所属長の役職名	健康スポーツ課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市総務課 TEL:0238-84-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市健康スポーツ課 TEL:0238-82-8009
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスには指紋とパスワードによる認証が必要であり、アクセス可能な職員を限定している。また、アクセス可能な職員は年度ごとに設定しており、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I, 5. ②所属長	健康課長 伊藤 亮一	健康課長 手塚 慶一	事後	人事異動
平成31年4月1日	I, 5. ②所属長	健康課長 手塚 慶一	健康課長	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	無	項目の追加	事後	
令和2年4月30日	I, 1. ②事務の概要	母子保健法に基づき、妊産婦・乳幼児とその親子を対象に健康診査を実施し、安心して妊娠・	母子保健法に基づき、妊産婦・乳幼児とその親子を対象に健康診査を実施し、安心して妊娠・	事後	
令和2年4月30日	I, 4. ②法律上の根拠	1 番号法第19条第7号、別表第2の26, 56の2, 70, 87の項	1 番号法第19条第7号、別表第二の56の2、69の2の項	事前	
令和2年4月30日	II, 1. 対象人数、2. 取扱者数時点計数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月30日	IV. 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	
令和2年4月30日	IV. 6. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	空欄	十分である	事前	
令和3年5月1日	I, 5. ①部署	健康課	健康スポーツ課	事後	組織機構変更
令和3年5月1日	I, 5. ②所属長の役職名	健康課長	健康スポーツ課長	事後	組織機構変更
令和3年5月1日	I, 7請求先	山形県長井市ままの上5番1号	山形県長井市栄町1番1号	事後	庁舎移転
令和3年5月1日	I, 8連絡先	〒993-0001 山形県長井市ままの上7番10号 長井市健康課 TEL:0238-84-682	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市健康スポーツ課 TEL:0238-82-8	事後	庁舎移転
令和3年5月1日	II, 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年5月1日	II, 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I, 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年4月1日	II, 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	II, 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年3月1日	I, 1. ③システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム(中間サーバコネ	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム(中間サーバコネ	事後	
令和5年4月1日	I, 1. ②事務の概要	母子保健法に基づき、妊産婦・乳幼児とその親子を対象に健康診査を実施し、安心して妊娠・	母子保健法に基づき、妊産婦・乳幼児とその親子を対象に健康診査を実施し、安心して妊娠・	事後	
令和5年4月1日	II, 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II, 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II, 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II, 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	

[illegible]